

新潟県条例第16号

新潟県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

新潟県政務活動費の交付に関する条例（平成13年新潟県条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<b>別記</b> <b>第1号様式</b> （第10条関係） （略） <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">代表者氏名</div> 年度政務活動費に係る収支報告について （略）  <b>第2号様式</b> （第10条関係） （略） <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">議員氏名</div> 年度政務活動費に係る収支報告について （略）	<b>別記</b> <b>第1号様式</b> （第10条関係） （略） <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">代表者氏名</div> 年度政務活動費に係る収支報告について （略）  <b>第2号様式</b> （第10条関係） （略） <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">議員氏名</div> 年度政務活動費に係る収支報告について （略）

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。